千葉県教育庁北総教育事務所　管理課
令和8年度 第3号

北総モラールアップ通信

信頼に応える教職員～光り輝く子どもたちの未来のために～



2学期がスタートして約2か月、様々な業務が本格的に動き出し、学校においては、運動会や文化祭、修学旅行など多くの行事が予定され、児童生徒のために日々ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

今号では、「公金の取扱い」「児童生徒とのSNS等によるやりとり」をテーマに、自分自身の行動を見つめ直すことで、不祥事を起こさないだけでなく、不祥事を起こさせない状況・環境づくりにつなげていただきたいです。

北総教育事務所管理課としても、県内でSNSがきっかけとなった若年層の不祥事が続いていることを重く受けとめ、今月中に3年目教員を対象とした研修を実施しています。

「不祥事を絶対起こさせない」という思いを全教職員でしっかりと共有し、北総地区の不祥事ゼロを実現していきましょう。

第3号のテーマ　「慣れ」と「これくらい」が不祥事の入り口

～公金管理について～

教材業者から学校へ電話がありました。
「先日納品した教材の代金がまだ支払われていないようですが、確認をお願いできますか。」
担当者に確認すると、
「私が管理しているので大丈夫です。近いうちに支払います。」とのことでした。

みなさんだったらどうしますか？

A　担当者に任せているので、そのまま様子を見る

B　忙しそうなので、後日確認する



C　管理職や事務職員と情報共有し、速やかに会計処理の状況を確認する

※裏面に解説を掲載しています。

公金管理の基本

① 複数人による確認
現金の出納や通帳の管理、業者への支払い状況については、一人だけで管理するのではなく、管理職や事務職員等を含めた複数人で確認することが重要です。

② 定期的な点検
帳簿、請求書、領収書、通帳残高などに相違がないか、定期的に確認しましょう。小さな違和感を見過ごさないことが事故防止につながります。

③ 情報共有の徹底
「自分だけが分かっている状態」をつくらず、会計処理の進捗状況や課題を組織全体で共有することが大切です。

「複数確認」「定期点検」「見える化」を！

公金管理について（解説）

C が正解　公金事故は、特別な人や特別な状況で起こるものではありません。

実際に県内では、教材費名目で学校徴収金口座から現金を引き出すとともに、保護者から現金徴収した教材費を業者へ支払わず、総額約２００万円を超える金額を着服する事案が発生しました。

この事案は、教材業者からの未払いの連絡を受けた事務職員が校長へ報告したことで発覚しています。

不正の背景には、「担当者に任せているから大丈夫」「長年担当しているので信用している」「忙しいので後で確認しよう」という組織の油断や思い込みがあります。

公金事故を防ぐために大切なことは、担当者を疑うことではなく、**「一人で管理させない仕組みをつくること」**です。

～児童生徒との SNS・メール等の私的連絡の根絶に向けて～

千葉県教育委員会は、令和８年７月に「千葉県教育委員会は児童生徒性暴力等を許しません」を公表し、児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組を強化しています。その中で、**教職員と児童生徒との SNS・メール等によるやり取りは、職務上か私的かを問わず非違行為（職務上必要があり、かつ管理職の許可がある場合は許容される）とし、**自家用車への同乗と同様に処分の対象となります。

各学校では不祥事未然防止のチェックリストや校内研修を活用し、服務規律の確保に努めていただいています。しかしながら、県内で発生した児童生徒性暴力等事案の多くにおいて、SNS 等による私的な連絡が「入り口」となっていることが指摘されています。また、禁止されているにもかかわらず、教職員が児童生徒と私的に SNS 等でやりとりしていた事実が発見され、懲戒処分案件となっている現状があります。

■多くの児童生徒性暴力事案でＳＮＳが“入り口”になっています。実際の事案を基に一般化した例です。

①　何気ないきっかけから

- 部活動の連絡でアカウントを知る
- 卒業式で連絡先を交換する
- 授業のタブレット・アプリで２人だけのやりとりをする
- 公開されている SNS アカウントでやりとりがはじまる

②　急速に親しく

- ２人だけの頻繁なやりとり
- 「秘密」「ここだけ」と特別扱いされる
- 内容がエスカレート

③　二人だけで会う関係に

- ２人で遊びに行く
- 泊りがけで出かける
- キスや性的な関係に至ることもある

児童生徒性暴力等は、突然発生するものではありません!!

上記の例は、「部活動や卒業時の連絡先交換」などの何気ないやりとりから始まり、「秘密にしよう」「君だけ特別だよ」といった特別な関係性の形成へと発展し、やがて校外での接触や性暴力等につながる危険性を示しています。教職員にその意図がなかったとしても、児童生徒との個人的な連絡は、周囲から見えない環境を生み出し、不適切な関係につながるリスクを高めます。大切なのは、自らの判断ではなく、組織として定めたルールを徹底することです。改めて、次の事項について校内で確認してください。

- ☐ 児童生徒との SNS・メール等によるやりとり「禁止」を、保護者に周知しているか。
- ☐ 学校配付タブレットや学習支援アプリを利用した個人的なやりとりを行っていないか。
- ☐ 「相談対応」「部活動指導」などを理由に個別連絡が行われていないか。
- ☐ 管理職が許可した連絡手段や連絡内容について記録が適切に残されているか。

→R8.6.30 教職第 485 号

北総モラールアップ通信へのご意見・ご感想や事例に対する皆様の回答をご入力いただけると嬉しいです！